

令和6年度 鳥取市保育料金額表（2号・3号認定）

◎3歳未満児の保育料

児童が属する世帯の階層区分		保育料（月額）		
階層	定義	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円	
B1	A階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	ひとり親世帯等	0円	
B2			0円	
C1	市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等	48,600円未満	
C2			(均等割のみの場合を含む)	
D1			a	48,600円以上 57,700円未満
			b	57,700円以上 72,800円未満
D2			a	72,800円以上 77,101円未満
			b	77,101円以上 97,000円未満
D3			97,000円以上 133,000円未満	
D4			133,000円以上 169,000円未満	
D5			169,000円以上 235,000円未満	
D6			235,000円以上 301,000円未満	
D7			301,000円以上 397,000円未満	
D8	397,000円以上			
			5,750円	5,550円
			13,600円	12,900円
			5,750円	5,550円
			19,200円	18,200円
			5,750円	5,550円
			19,200円	18,200円
			7,150円	6,900円
			23,800円	22,600円
			23,800円	22,600円
			28,000円	26,600円
			34,000円	32,300円
			40,000円	38,000円
			46,000円	43,700円
			52,000円	49,400円
			58,000円	55,100円

《留意事項》

児童の年齢は、4月1日付けの年齢で年度内の保育料を決定しますので、年度の途中で誕生日を迎えて年齢が3歳になっても保育料の変更はありません。

《保育料金額表の見方》

- この表の「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者と同居している世帯、特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の受給者と同居している世帯をいいます。
なお、ひとり親世帯等で市町村民税所得割課税額が77,101円未満である世帯の保育料は、第2子以降無料となります。
- 市町村民税が非課税の世帯の保育料は無料です。
- 同一世帯の第3子以降の保育料は、市町村民税の額にかかわらず無料となります。
- 同一世帯から2人以上入所している場合の保育料は、最年長児（1人目）が3歳以上児の場合、2人目は全額分の1/2、最年長児（1人目）が3歳未満児の場合は、1人目は全額、2人目は全額分の1/5となります。ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満である世帯の2人目は、最年長児の年齢区分にかかわらず無料となります。
- 保育所入所児童のきょうだい（就学前児童に限る）が幼稚園・認定こども園に在園又は障害児通園施設・小規模保育事業等を利用している場合、きょうだいを保育所入所児童とみなし保育料は④のとおり算定します。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満で児童が2人以上いる世帯は、第1子が保育所等に入所していない場合であっても第2子の保育料は半額となります。

《保育料の算定根拠について》

- この表の階層決定のための世帯の定義欄に掲げる税額は、児童と生計を一にしている父母の税額を合算した額です。ただし、児童と同一世帯で生計を一にしている父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、その税額を含めます。
- 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄附金控除による控除前の額となります。

《保育料の算定等について》

- 保育料算定のための書類の提出がない場合、暫定的に最高階層(D8階層)の保育料で決定し、提出後、当該年度の保育料改定時期に遡って見直しを行います。
- 途中で保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更事由が生じた場合は、事由発生月の翌月（事由発生月の前月に変更申請をされた場合は、当該事由発生月）から保育料、認定とも変更します。